

特許庁 審査業務部 商標課  
商標審査基準室  
室長 木村一弘 様

平成27年10月28日  
日本商標協会 会長 堀龍児



## 商標審査基準改正についての意見

— 商標審査基準 第1 五、商標法3条1項3号について —

### 1. 意見の内容

商標審査基準〔改訂第11版〕第1 五、第3条第1項第3号（以下「本件審査基準」という。）7.乃至10.の規定ぶりを変更すべきである。

### 2. 理由

商標登録出願に係る商標（以下「出願商標」という。）の識別力の有無に関連し、本件審査基準7.（1）は、『書籍の題号については…品質を表示するものとする。』と、同（2）は『新聞、雑誌等の定期刊行物の題号は、…自他商品の識別力があるものとする。』と、また、同8.では、「映像が記録されたフィルム」「録音済みの磁気テープ」「録音済みのコンパクトディスク」及び「レコード」について『題名がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、…品質を表示するものとする。』と、同9.は『「放送番組名」については、…役務の質を表示するものとする。』と、更に同10.は『指定役務…との関係において、その役務の提供を受ける者の利用に供する物…の題名…は、役務の質を表示するものとする。』と規定している。

すなわち本件審査基準の規定ぶりは、何れも、出願商標が、「題号」や「題名」或いは「放送番組名」であることが前提となっている。

しかし、出願商標が「題号」や「題名」或いは「放送番組名」として使用されるものであることを、出願書類から判断することはできないはずである。

よって出願商標が「題号」「題名」或いは「放送番組名」であることを前提とする審査基準の書き方は適当でなく、例えば、商品「書籍」（本件審査基準7.）については次のように改正し、本件審査基準8.乃至10.についても同様の見直しを行うべきである。

#### 審査基準7.（案）

- (1) 商標登録出願に係る商標（以下「出願商標」という。）が、記述的な意味合いを持つために、これを「書籍」について使用すると、ただちに当該書籍の特定の内容を想起させることになる場合は、本号の規定に該当するものとする。
- (2) 出願商標が、査定時において、需要者の間に広く知られている特定の著作物の「題号」と一致し、これを「書籍」について使用すると、「題号」となることが明らかな場合は、本号の規定に該当するものとする。
- (3) 出願商標が、査定時において、需要者の間に広く知られている特定の著作物の「題号」と一致していても、出願人が、出願商標を、「書籍」の識別標識として使用することを証明した場合は、本号の規定に該当しないものとする。
- (4) 新聞、雑誌等の定期刊行物について使用する商標については、原則として、本号の規定に該当しないものとする。

以 上